○農林水産省告示第百三十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように肥料の名称又は生産業者の住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十三年一月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　肥料の名称の変更

登録番号　生第83063号
　変更前　くみあい有機入り甘太郎Ｐ70Ｔ
　変更後　くみあい有機入り甘太郎Ｐ60Ｔ
登録番号　生第90398号
　変更前　宇治茶特配合春肥
　変更後　宇治茶特配合２号
登録番号　生第81429号
　変更前　ペレット肥料
　変更後　いなさコンポ
登録番号　生第84734号
　変更前　富士長汚泥堆肥
　変更後　ベリグリンＣ２号

2　生産業者の住所の変更

登録番号　生第91055号、生第91056号
　変更前　北海道留萌市大和田三丁目226番地
　変更後　北海道留萌郡小平町字鬼鹿港町４番地の32
登録番号　生第84415号
　変更前　広島県広島市東区戸坂新町二丁目14番14号
　変更後　広島県広島市中区鉄砲町７番８号

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６６４号
埼玉県川越市大字上戸307番地６
債務者　藤谷　秀人
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９８４号
埼玉県所沢市上新井４丁目78番地の１
債務者　大川　一人
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５２１号
愛知県犬山市字東北野94番地１　県営楽田住宅４棟505号
債務者　鈴山かね代
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１６７５号
京都市右京区嵯峨野清水町８番地30
債務者　白いタイヤキ亀岡店こと　正司　鉄次
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３３号
京都市東山区清水５丁目126番地２　昭和屋ビル４－Ａ
債務者　髙乘　麻由
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８２号
京都市右京区花園伊町44－16　花園ビル１階、住民票上の住所京都市西京区桂徳大寺町279番地　大八木荘525
債務者　お好み焼きたかちゃんこと　秋元　伸一
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８３号
京都市右京区嵯峨広沢西裏町７番地１　ハイツ西裏202号室
債務者　秋元　隆芳
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９８号
京都市右京区嵯峨野高田町37番地16
債務者　野田　拓生
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６８号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１９棟401号
債務者　阿部千なみ
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４０号
京都市右京区花園藪ノ下町15番地
債務者　横井川和子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７５号
京都市上京区下長者町通千本西入下る福島町374番地
債務者　平井設計こと　平井　晴實
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７９号
京都市南区吉祥院西ノ庄向田町33番地５　吉祥院ガーデンハイツＡ棟513号
債務者　中井　秀次
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
　京都地方裁判所第５民事部破産係